

2020年（令和2年）5月27日

福祉を高める会 会長・事務局長 様  
高齢者居場所づくり 実施団体代表者 様  
喫茶店風サロン 実施団体代表者 様

福山市社会福祉協議会  
(福祉のまちづくり課)

ふれあいサロン・喫茶店風サロン・高齢者居場所づくり事業などの再開について

日頃より、本会地域福祉活動推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

また、これまでのふれあいサロンなどの自粛についてのご協力に心から感謝申し上げます。

広島県は、5月15日に、国の対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を解除し、新たな「新型コロナウイルス感染拡大防止のための方針（以下、「対処方針」）に基づき感染拡大防止を図ることとしており、5月22日には、外出の自粛や施設の使用制限等を解除したところです。

これらを受けて、福山市においても、大部分の公共施設の使用が5月16日から再開され、高齢者を対象とした施設は、感染防止対策を講じながら6月1日から再開する予定です。

こうした状況を踏まえ、今まで自粛をいただいていた、ふれあいサロン・喫茶店風サロン・高齢者等の居場所づくり事業については、感染防止対策を講じた上での再開の可否を各団体でご検討いただきますようお願いいたします。

再開される場合は、別紙の「全ての通いの場における運営に当たっての留意事項」を確認していただき、開設場所管理者とも相談、確認の上、6月から順次していただければと存じます。

高齢者が感染すると重症化しやすい傾向にあるため、当面、新型コロナウイルスの影響が生じる前の状態に戻すことは難しい状況にあり、実施に当たっては、最大限の感染防止の対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

※ 福祉を高める会会長・事務局長さまにおかれましては、大変お手数ですが、次のことにご協力をお願いいたします。

- ・この内容を学区・地区内の自治会（福祉会）等が行っている「ふれあいサロン」のボランティアのみなさんに、お知らせください。
- ・学区・地区内で、再開されたふれあいサロン等の状況を把握しておいてください。

※ 会長・事務局長・実施団体代表が交代されている場合には、新しい会長・事務局長・実施団体代表の方へ誠に恐れ入りますが、この文書をお渡しください。

【問合せ先】

福山市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課

担当：竹廣・藤原・堀田・鳥海

TEL (084) 928-1333

## 全ての通いの場における運営に当たっての留意事項

### 1 一人ひとりの基本的感染防止対策

#### 感染防止の3つの基本：①人と人との距離の確保，②マスクの着用，③手洗い

- 人との間隔は，できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は，可能な限り真正面を避ける。
- 屋内にいるときや会話をするときは，症状がなくてもマスクを着用するなど咳エチケットに努める。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- 入室前及び退室後において，手洗いを30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。  
アルコール消毒液の用意が整う場合は，会場入り口などに設置し，手指の消毒を行う。
- 毎朝に体温測定，健康チェック。発熱または風邪（咳・咽頭痛・鼻水・倦怠感）の症状がある場合はムリせず自宅で療養する。

### 2 全ての「通いの場」における注意すべきポイント

#### (1) 会場の準備・設営

- 屋内であれば100人以下，かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること。
- 3つの密（換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面）の発生が原則想定されないこと。
- 対人距離が確保できない場合は，1回あたりの参加人数を調整し，複数回に分けて開催する。
- 1時間毎に5～10分程度の換気を行う。エアコンの使用中也行う。
- 万が一感染が発生した場合に備え，個人情報の取り扱いに十分注意しながら，参加者等の名簿を適正に管理する。

#### (2) 物品・設備の取扱い

- 複数の人の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取り，適宜消毒する。（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチなど）
- 複数人が共有する物品（おもり，文房具等）は適切に消毒できない場合は使用を中止するか，特定の個人のみが使用できるようにし，分けて保管する。

#### (3) 参加者への対応

- 開始前に体温チェックの実施（各自自宅で体温測定し，開始前に報告するなど）。
- 発熱または風邪の症状がある人は参加を控えるよう呼びかける。
- 水分は各自で持参してもらう。
- こまめに水分補給，休憩の声かけをする。
- 適宜，エアコンを使用する。

□夏期は熱中症のリスクが高まるため、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクをはずす。

□参加者は、自らの意思による参加である旨を全体で共有しておくこと。また感染防止などの理由による不参加については、その意向を尊重すること。

### 3 「通いの場」種別ごとに注意すべきポイント

#### (1) 体操（運動）

□運動中息が上がると飛沫が遠くまで飛びやすいため、人との間隔は十分空ける（2m以上：参加者が両手を広げてぶつからない程度）。

□マスクを着用したまま運動をすると、水分補給を忘れていたり、体温がさがりにくいことがあるので注意する。

□マスクを着用している時は、負荷がかかる運動は避ける。

#### (2) サロン活動など（茶話会・趣味活動など）

□大声の発生、歌唱など行う場合は、飛沫が遠くまで飛びやすいため、咳エチケットに準じてマスクを着用する。

□対面ではなく横並びや対角線上に座る。

□食事提供について、大皿などでの食事の取り分けは避け、個別配膳などの利用とする。

また、全員が同一方向を向いて食事する、会話を控えるなどの対応を取ること。

□特に、口に触れる食器などは熱水（80℃の熱水に10分間さらす）や塩素系漂白剤（濃度0.05%に薄めたうでで使用）で消毒するようにする。

□鼻水、唾液などが付着したごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

□ごみを回収する人は、マスクと手袋を着用する。回収後は必ず手を洗う。

#### 【会場での周知例】 ※会場へ掲示する際の文例

- ・マスク着用などの咳エチケットをお願いします。
- ・入室前や退室後は、手洗い（又は手指消毒）をお願いします。
- ・咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮ください。  
（活動中に頻回に咳が出る方には、活動の自粛をお願いする場合がございますので、ご了承ください。）